

環境衛生の知識



(土壤)

水道 G L P 認定取得機関

国土交通省・環境省厚生労働省「水道法第 20 条」登録検査機関

経済産業省産業標準化法に基づく試験事業者 (J N L A) 登録機関

I S O 9 0 0 1 認証取得機関

I S O / I E C 1 7 0 2 5 認定試験所

特定計量証明事業登録機関



一般財団法人
千葉県薬剤師会検査センター

〒260-0024 千葉市中央区中央港 1-12-11

技術検査部 TEL 043-242-5940 FAX 043-244-3850

ISO/IEC17025 認定範囲につきましてはお問い合わせ下さい。

令和 4 年 4 月	改訂 15	<ul style="list-style-type: none">・適用除外市町村追加（長生村）・千葉市土壤汚染対策指導要綱の「カドミウム」と「トリクロロエチレン」の基準値変更
令和 5 年 4 月	改訂 16	<ul style="list-style-type: none">・適用除外市町村追加（香取市）・「土壤汚染対策法」および「土壤汚染対策法施行規則」の最終改正更新・港湾法（令和 4 年法律第 87 号）に新設される脱炭素化推進地区に合わせた改正（令和 4 年環境省令第 26 号）内容の説明を追加
<u>令和 6 年 4 月</u>	<u>改訂 17</u>	<ul style="list-style-type: none"><u>・表紙の「厚生労働省」を「国土交通省・環境省」へ変更</u><u>・千葉県条例の施行規則の改正日更新</u><u>・千葉県建設発生土管理基準の改正日更新</u><u>・千葉市土壤汚染対策指導要綱の改正日更新</u>

< 目 次 >

1. 土壤の汚染調査.....	1
1.1 土壤の汚染に係る環境基準について.....	2
1.2 土壤の汚染とは.....	2
1.3 土壤汚染対策法.....	3
1.4 改正土壤汚染対策法の概要.....	6
1.5 土地所有者等の土壤汚染の調査・報告義務について.....	7
1.6 実際の土壤の調査とは.....	7
1.7 千葉市土壤汚染対策指導要綱.....	8
1.8 千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例.....	9
1.9 建設発生土とは.....	16
1.10 千葉県建設発生土管理基準.....	17
1.11 農用地土壤.....	18

1. 土壌の汚染調査

表1 地下水基準

土壤汚染対策法施行規則 別表第二(第7条第1項関係)

特定有害物質の種類	地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
シアノ化合物	検出されないこと
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下 (かつアルキル水銀不検出)
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下
ふつ素及びその化合物	0.8mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
有機りん化合物	検出されないこと

表2 排水汚染状況 検査項目

カドミウム	全シアン	有機燐
鉛	六価クロム	砒素
総水銀	アルキル水銀	PCB
ジクロロメタン	四塩化炭素	1, 2-ジクロロエタン
1, 1-ジクロロエチレン	シス-1, 2-ジクロロエチレン	1, 1, 1-トリクロロエタン
1, 1, 2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
1, 3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン
チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
ふつ素	ほう素	銅
浮遊物質量	水素イオン濃度指数(pH)	1, 4-ジオキサン

- 4) 廃棄物の最終処分場において行う特定事業
 - 5) 土質改良プラントその他の施設の敷地内において、当該施設で化学的に性質を改良した土砂等のみを用いて行う特定事業
 - 6) 軽微な農地改良事業として行う特定事業
 - 7) 法令等の許認可を受けた事業における植栽のための客土のみを用いて行う特定事業
- 【その他】
- 1) 特定事業(300 平方メートル以上の埋立て、盛土及び一時たい積)の内、その面積が 300 平方メートル以上 3000 平方メートル未満の特定事業を「小規模埋立て等」とし、次の事項について緩和措置を設けています。
 - ア. 特定事業区域の表土の地質検査の実施に関する事項
 - イ. 水質検査場所の設置と水質検査の実施に関する事項
 - ウ. 土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための処置に関する事項（一時たい積特定事業以外の特定事業場の場合のみ）
 - エ. 発生場所ごとに土砂等を区分するための処置に関する事項（一時たい積特定事業の場合のみ）
 - 2) 搬入路へ路盤材として使用する鉱滓や碎石、掘削ずりなどは条例対象外ですが、事業完了等の際には完全撤去が必要です。

1.9 建設発生土とは

建設発生土は一般的には残土とも呼ばれ、その字義の通り建設作業において、基礎工事など全工程の比較的初期の段階で多く発生する、その計画における建設現場では使用用途がない土のことです。

この「建設副産物」には、コンクリート塊やアスファルト・コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材などの産業廃棄物、油などの特別管理産業廃棄物、除草で出る刈草などの一般廃棄物、そして廃棄物が分別されていない建設混合廃棄物などが廃棄物処理法や国土交通省によって分類定義されており、建設発生土は廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しません。しかし、産業廃棄物に該当するものが混入している場合は、それを取り除かなければ、産業廃棄物に該当します。

千葉県では以下の目的で条例が定められています。

「千葉県土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（平成10年1月1日施行。）の趣旨を尊重し、公共工事において発生する建設発生土を埋立て等の用に供するに際しての管理方法等を定め、建設発生土の適正な利用の推進を図ることを目的とする。

建設副産物の定義



